

別紙

許可の申請を受理した公安委員会は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し又は時間を限ったことにより、以下の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

1 車両^{けん}の構造に関する基準

当該牽引^{けん}を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく牽引^{けん}行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

2 道路及び交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。